江戸川区新左近川親水公園カヌー場及び江戸川区葛西ラグビースポーツパーク運営管理業務委託に係るプロポーザル　質問及び回答

No.	質問	回答
1	「本案件は、江戸川区公契約条例の規定が適用され」とありますが、本案件の契約額（税込）が4,000万円未満となる場合でも、同条例の規定は適用されるのでしょうか。	記載のとおり江戸川区公契約条例の規定が適用されますが、予定価格が4,000万円未満の場合には、同条例第二十一条から第二十九条までの規定については適用されません。